

**改正個人情報保護法に基づく権限の委任を行う業種等及び府省庁
並びに当該業種等における漏えい等事案発生時の報告先【詳細版】**

業種等	府省庁	漏えい等事案発生時の報告先
株式会社地域経済活性化支援機構	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省	内閣府 総務省 財務省 厚生労働省 経済産業省
金融庁所管業者（※1）	金融庁	金融庁、財務局、財務支局又は地方公共団体（※2）
犯罪被害者等早期援助団体		都道府県公安委員会
暴力追放運動推進センター	国家公安委員会	・都道府県暴力追放運動推進センターについては、都道府県公安委員会 ・上記以外については、国家公安委員会
警察共済組合	警察庁	警察庁
株式会社東日本大震災事業者再生支援機構	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省	復興庁 総務省 財務省 厚生労働省 農林水産省 経済産業省
電気通信業	総務省	・認定個人情報保護団体の対象事業者の漏えい等については、認定個人情報保護団体 ・認定個人情報保護団体の対象事業者以外の漏えい等については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
放送業		・認定個人情報保護団体の対象事業者については、認定個人情報保護団体 ・上記以外については、総務省、総合通信局又は沖縄総合通信事務所
郵便事業		総務省
信書便事業		・一の総合通信局又は沖縄総合通信事務所の管轄区域内の特定信書便事業者については、総合通信局又は沖縄総合通信事務所 ・上記以外については、総務省
債権管理回収業	法務省	法務省
公証業務		・法務局又は地方法務局の管轄区域内の公証人については、法務局又は地方法務局 ・上記以外については、法務省
更生保護事業		・保護観察所又は地方更生保護委員会が所管する更生保護事業者については、保護観察所又は地方更生保護委員会 ・上記以外については、法務省
株式会社日本政策投資銀行 生命保険契約者保護機構 損害保険契約者保護機構 日本投資者保護基金 銀行等保有株式取得機構	財務省	財務省
株式会社商工組合中央金庫	財務省 経済産業省	財務省 経済産業省
農業協同組合	農林水産省	・都道府県の区域を超える、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするものについては、農林水産省 ・都道府県の区域を超える、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・上記以外については都道府県
農業協同組合連合会		・都道府県の区域を超える、かつ地方農政局の管轄区域を超える地区とするもの及び北海道の区域を地区とするものについては、農林水産省 ・都府県（沖縄県を除く）の区域を地区とする

		もの及び都府県の区域を超える、かつ地方農政局の管轄区域内を地区とするものについては、地方農政局 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、都道府県 ・全国又は北海道の区域を地区とするものについては農林水産省 ・沖縄県の区域を地区とするものについては沖縄総合事務局 ・上記以外については、地方農政局
農業協同組合中央会（※3）		農林水産省
農業信用基金協会 JFマリンバンク支援協会 漁業信用基金協会 農林中央金庫 JAバンク支援協会		農林水産省
漁業協同組合 水産加工業協同組合		・都道府県の区域を超える区域を地区とするものについては、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業協同組合連合会 水産加工業協同組合連合会 共済水産業協同組合連合会		・都道府県の区域以上の区域を地区とするものは、農林水産省 ・上記以外については、都道府県
漁業生産組合		都道府県
商品先物取引業 商品先物取引仲介業	農林水産省 経済産業省	農林水産省 経済産業省
包括信用購入あっせん業 個別信用購入あっせん業	経済産業省	経済産業省又は認定個人情報保護団体（※4）
信用保証協会 前払式割賦販売業 前払式特定取引業 指定信用情報機関 認定割賦販売協会		経済産業省
宅地建物取引業	国土交通省	・二以上の都道府県内で営業している宅地建物取引業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している宅地建物取引業者については、都道府県知事
マンション管理業 賃貸住宅管理業 測量業 住宅宿泊管理業		地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局
不動産特定共同事業		・二以上の都道府県内で営業している不動産特定共同事業者については、各地方整備局、北海道開発局、沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ営業している不動産特定共同事業者については、都道府県知事（1号事業者及び2号事業者に限る。）
不動産鑑定業		・二以上の都道府県内に事務所を設ける不動産鑑定業者については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・単一の都道府県内でのみ事務所を設ける不動産鑑定業者については、都道府県知事
建設業		・二以上の都道府県の区域内に営業所を設けて営業をする建設業については、各地方整備局、北海道開発局又は沖縄総合事務局 ・一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をする建設業者については、都道府県知事

（※1） 一の都道府県の区域内にのみ営業所又は事務所を設置して事業を営む貸金業者、平成17年改正保険業法の公布の際に特定保険業を行っていた民法第34条の規定により設立された法人のうち新法人への移行登記をした前日に都道府県知事の監督に服していた認可特定保険業者、都道府県の区域未満の区域を地区とする農業協同組合連合会・漁業協同組合連合会・水産加工業協同組合連合会及び都道府県の区域を超えない区域を地区とする農業協同組合・漁業協同組合・水産加工業協同組合を除く。なお、表中の他の「業種等」欄に金融庁が共管となっている業種が記載されている箇

所があるが、それらの「府省庁」欄及び「漏えい等事案発生時の報告先」欄に重ねて金融庁とは付記していない。

(※2) 詳細は「金融機関における個人情報保護に関するQ&A」問IV-7参照。

(※3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）附則第9条の規定によりなお存続するものとされた農業協同組合中央会を指す。

(※4) 詳細は「信用分野における個人情報保護に関するガイドライン」II. 法令解釈指針・事例(7)個人データ漏えい等の報告等 参照。